

大阪府立介護実習・普及センター人材養成班 における高齢者虐待防止のとりくみ

大阪府立介護実習・普及センター 保健師 石垣 美和子

所在地 大阪府茨木市大住町 8-11 大阪府立介護実習・普及センター

開設日 朝日新聞厚生文化事業団助成事業として府下で3番目の高齢者虐待防止センターとして2004(平16)年8月より開設しています。

相談日 毎週火曜日 午前9時から12時

対応方法 専任相談員(保健師)が専用電話ならびに来所相談に対応しています。

相談の基本方針

相談内容により

① センター内緊急会議の実施

介護実習・普及センター内の緊急会議で所長ならびにセンター保健師を交え、緊急性を判断しています。

② 保健師による支援訪問の実施

相談事例について必要に応じて相談員ならびにセンター保健師が現場を訪問し、状況を把握し、具体的な介入が必要な場合は介護実習・普及センターが府、在宅介護支援センター、市町村、老人福祉施設等と相談・連携し、解決にあたっています。

③ 高齢者虐待調整ワーキング会議の開催

各ブロック代表の在宅介護支援センター職員の意見を聞き、相談事業の充実を図ります。



専任相談員
井上静江さん

相談事例の傾向とその対応

相談件数については、10月から具体的な虐待相談が入るようになり、10月と11月で延べ10件が寄せられています。虐待の種別は、性的虐待以外はすべてあがっており、2種類ないしは3種類の複合したケースが多くあります。

相談の 特徴としては

- ① 専門職、特にケアマネジャーからの相談がほとんどです。
- ② その内容は、緊急性が高く将来も見据えた対応を迫られています。
- ③ ケアマネジャーのみの関わりでは、対応が難しく関係機関との連携が必要な状況が多くあります。
- ④ 特に、市町村が、「やむを得ない措置」を検討する必要のある事例もあります。

当センター の対応としては

- ① 初回相談では、インタビューを重視し、問題の整理、解決の方向について助言指導を行っています。
- ② 継続援助が必要なケースにおいては、キーパーソンともなるべき相談者と連絡を取り合い随時助言・指導を行っています。
- ③ 緊急対応が求められる場合は地域に出向き、緊急会議やサービス担当者会議に相談員ならびにセンター保健師が出席し、各担当者の役割を明確にし、今後の対応等についての調整役を担っています。

業務を通じての課題

- ①事例には地域性があり、対応についてはその地域に応じたアプローチが求められます。たとえば、ネットワーク関連会議の開催がある市町村であるならば、その会議を通じた方が問題解決がスムーズに運ばれます。そのため、当センターとしては、地域性を把握するための情報収集が必要です。
- ②専門職からの緊急度の高い相談が北摂地域にとどまらず大阪府下さまざまなところから寄せられていることから考えると、市町村レベルでの専門職に対する相談窓口の設置を早急に進める必要があります。
- ③「やむを得ない措置」への対応については権利擁護の観点からタイムリーに行政担当者がかかわり、共に経験を積み重ねることが重要であり、そのためには、日常的に地域ケア会議など関連職種が参加する会議がルーティン化されているべきと考えます。

ひとりで悩まずにご相談下さい

高齢者虐待防止相談窓口

高齢者への虐待が大きな問題となり、家庭の中だけでは解決しがたい状況になっています。悩んでいるのはお年寄りだけではなく、介護されているご家庭も、援助をしている介護スタッフも同じように悩んでおられるのではないのでしょうか。

暴力だけが虐待ではありません。言葉で追い詰める事や、食事を与えないなど介護や世話をせず放置すること、年金や財産などを本人に渡さず勝手に使うこと、性的いやがらせなども虐待といえます。

相談日 午前9時から12時

電話相談 072-626-1882

来所相談 5階（相談室へ）



実施機関

大阪府立介護実習・普及センター
茨木市大住町8番11号 FAX 072-626-0876

朝日新聞厚生文化事業団助成事業